

令和 8 年度 日進市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

本市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、本市の全ての部署が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達において適用する。

また、市施設の所管課等は、当該施設の指定管理者に対して、この方針の趣旨を周知し、物品等の調達の促進について依頼する。

4 調達の対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等とする。

5 調達の対象品目

本市において、重点的に調達を推進すべき物品等は、以下のとおりとする。

- （１）物品 食品、印刷物、普及・啓発用消耗品等のほか、障害者就労施設等が提供可能な物品
- （２）役務 資源回収作業、施設や公園等の除草・清掃作業、封入・包装等の軽作業のほか、障害者就労施設等が提供可能な役務

6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

地域における障害者等の自立や就労を支援するため、市内に所在する障害者就労施設等からの物品等の調達に努め、前年度の調達実績における契約金額以上の実績を目標とする。

7 調達の推進方法

- （１）年度ごとに前年度の調達実績などを勘案して、当該年度の目標を定める。ただし契約における公正性や競争性への配慮、予算や契約手続き等の適正な執行等に留意する。
- （２）市内に所在する障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに本市の全ての部署に情報提供し、優先調達の推進に努める。
- （３）契約担当者は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定を準用し随意契約をしようとする際は、日進市契約規則第 26 条の 2 に基づき、あらかじめ発注見通しを、また契約締結後は相手方の名称、相手方との契約理由、契約締結日及び契約金額を公表する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者優先調達推進法第9条第3項に規定に基づき、本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 障害者優先調達推進法第9条第5項に規定に基づき、年度終了後に調達実績の概要をとりまとめ、市ホームページ等により公表する。